

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年岩手県条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>地域医療再生臨時特例基金条例</u> （設置）</p> <p>第1条 地域における医療の確保を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、<u>地域医療再生臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><u>地域医療再生等臨時特例基金条例</u> （設置）</p> <p>第1条 地域における医療の確保及び革新的な医療機器等の開発の促進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、<u>地域医療再生等臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。